

目次

告 示	ページ
2 新潟県市町村総合事務組合規約の変更許可	2

新潟県市町村総合事務組合告示第 2 号

令和 7 年 4 月 1 日から別表第 2 の 2 の項及び 3 の項に規定する事務に妙高市を加えることに伴って新潟県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、令和 7 年 3 月 21 日付け総行市第 33 号をもって総務大臣から許可があった。

令和 7 年 3 月 31 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 二 階 堂 馨

規約の変更内容

新潟県市町村総合事務組合規約（平成 16 年総行市第 30 号許可）の一部を次のように変更する。

別表第 2 の 2 の項及び 3 の項中「糸魚川市」の次に「、妙高市」を加える。

附 則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。